

# 平成17年度事業評価書

(平成18年度概算要求に係る新規・拡充事業)

平成17年8月

金 融 庁

# 目 次

## I 事業評価の実施に当たって

- 1 事業評価の目的等 . . . (1)
- 2 事業評価の実施に当たって（事業評価書の記載内容） . . . (1)
- 3 事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見 . . . (2)

## II 各事業の評価結果

- 1 有価証券報告書等の企業内容等の開示書類の電子化 . . . P 1
- 2 ITキャラバン . . . P 7
- 3 金融経済教育を考えるシンポジウム . . . P11
- 4 少額短期保険募集人管理業務システム開発 . . . P14
- 5 電子届出申請システム e-Gov 窓口移行 . . . P20
- 6 バーゼルⅡに係るコンピュータ・システムの機能拡充 . . . P23
- 7 オフサイト・モニタリングシステムにかかるコンピュータ・システムの機能強化 . . . P27

# I 事業評価の実施に当たって

## I 事業評価の実施に当たって

### 1 事業評価の目的等

事業評価は、国民生活や社会経済に与える影響が大きいものや多額の財政支出を伴うものについて、事業を実施する事前の時点で、あらかじめ期待される効果やそれらに要する費用などを分析・検討することにより、効率的で質の高い施策の選択に資するものです。

金融庁においても、政策評価をより一層予算に活用する観点から、一昨年、昨年に引き続き事業評価（事前評価）を実施することとしました。なお、平成18年度に予算措置を伴う事業のうち、新規あるいは拡充を予定している主なものを対象として、評価を実施しています。

### 2 事業評価の実施に当たって（事業評価書の記載内容）

事業評価の実施に当たっては、法律において示されている事業の必要性（事業等の目的が国民や社会ニーズに照らして妥当か、行政関与の在り方からみて行政が担う必要があるか）、有効性（目的の実現のために必要な効果が得られるか）、効率性（事業等の実施により費用に見合った効果が得られるか）の観点から評価を行うこととしました。

また、各事業の事業評価の記載に当たっては、以下の項目について説明することとしました。

#### （1）事業の目標、目的

各事業が何を対象として、何を達成しようとするものなのかについて説明しました。

#### （2）事業の内容

各事業の目的を達成するために実施する具体的な事業内容について説明しました。

#### （3）評価

上述のとおり、法律に示されている必要性、有効性、効率性等の観点から評価することとし、その際、次の各項目に沿って分析し、説明することとしました。また、各事業の効果の分析に当たっては、可能な限り定量的かつ客観的な記述となるよう努めました。

##### ① 必要性の観点

（ア）公益性の有無

（イ）国で行う必要性の有無

（ウ）民営化・外部委託の可否

（エ）緊要性の有無

（オ）他の類似施策の有無

② 有効性の観点

- (ア) これまで達成された効果、今後見込まれる効果
- (イ) 効果の発現が見込まれる時期

③ 効率性の観点

- (ア) 手段の適正性
- (イ) 効果とコストの関係に関する分析
- (ウ) 適正な受益者負担

(4) 学識経験を有する者の知見の活用

各事業の評価に当たり「政策評価に関する有識者会議」での意見を参考としました。

(5) 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

評価に当たっての政策効果把握方法や評価に当たって使用した資料等を記載しました。

**3 事業評価に関する有識者会議メンバーによる意見**

8月9日の「政策評価に関する有識者会議」をはじめ様々な機会に多くのご意見をいただき、事業評価書の作成に際し参考とさせていただきました。

## Ⅱ 各事業の評価結果

## 1. 事業名

有価証券報告書等の企業内容等の開示書類の電子化

## 2. 事業の目標、目的

証券取引法に基づく有価証券報告書等の企業内容等の開示書類について、その提出から公衆縦覧等に至るまでの一連の手続きを電子化することにより、提出会社等の事務負担の軽減、投資家等による企業情報等へのアクセスの公平・迅速化を図り、もって証券市場の効率性を高めることを目的として、有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム（EDINET）の基盤整備等を行うものです。

## 3. 事業の内容

証券取引法に基づく企業内容等の開示書類の電子化については、平成13年6月に有価証券報告書、半期報告書等について、14年6月に有価証券届出書、発行登録書等について、15年6月に大量保有報告書等について、それぞれ電子媒体による提出が可能となるよう関係法令等の整備を行うとともに、順次、電子開示システムの構築を行いました。また、16年6月からは、有価証券報告書、有価証券届出書等について、電子媒体による提出が原則義務化されました。これを受けてEDINETでは、16年度以降について、証取法関連法令改正による様式の追加・変更に対応するとともに、技術革新により日々変化するインターネット環境に対応するためのセキュリティ対策やユーザーの利用環境の変化への対応等、システムの基盤整備を実施しています。

18年度の事業内容としては、証取法関連法令改正の対応、セキュリティ対策等、EDINETの更なる基盤整備を実施することとしています。

〔現行システムの予算額の推移〕

（単位：千円）

14年度	15年度	16年度	17年度	18年度要求
258,771	312,772	322,676	275,216	401,106

また、金融庁は、「電子政府構築計画」（平成15年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定。平成16年6月14日一部改定）に基づき、17年度末までのできる限り早期に、有価証券報告書等に関する業務の業務・システム最適化計画を策定し、業務・システムの効率化、合理化に取り組むこととしています。今般、当該最適化計画に先立って策定することとされている業務・システムの見直し方針

が策定され、当該見直し方針において、業務・システム最適化は、以下の基本理念に基づき実施することとしています。

- 諸外国の企業情報開示システム等において導入に向けた動きが進んでいるXBRLをEDINETにも導入することで開示情報の二次利用性を高め、開示書類等利用者の利便性を向上させるとともに広く国民が利用しやすいシステム環境を整備する
- 開示書類等に係る審査を強化するために審査支援機能を充実させる
- 類似の機能を持つサブシステムを統合するとともに、システムの効率的な開発と運用を実現するために、現在の企画開発・運用契約を見直すことにより、コスト低減を図る
- 以上を実現するためにはシステムの抜本的な変更が必要となることから、システムの再構築を行う

今後、当該基本理念に基づいて業務・システム最適化計画を策定した後、システムの再構築を18年から2年間（総額3,589,948千円）で実施する予定としております。

#### **4. 評価**

##### **(1) 必要性**

###### **① 公益性の有無**

企業内容等の開示制度は、有価証券の投資判断資料の提供という証券取引の根幹を成しており、それが効率的に運営されることは、公正で透明な証券市場の維持と幅広い投資者保護のために必要不可欠なものです。

当該開示制度の電子化の推進は、提出会社等の事務負担の軽減、投資家等による企業情報へのアクセスの公平・迅速化に繋がり、それに伴う投資の拡大や発行体企業の資金調達効率化向上が見込まれ、ひいては証券市場の活性化にも資するものとして、極めて高い公益性が認められます。

###### **② 国で行う必要性の有無**

企業内容等の開示制度の電子化の推進は、電子政府構築の先駆けとして取り組んできたものであり、諸外国においても国の機関が進めている公共性の高い事業であること、また、提出書類には、有価証券の発行者等の事業上の秘密の保持のため非縦覧となる情報も含まれていることから、今後とも国が直接担うべきものです。

###### **③ 民営化・外部委託の可否**

本事業の推進に当たっては、コスト削減等の観点も踏まえ、システムに関する日常の運用管理やセキュリティ監視等システムの運用面については外部の

事業者に委託しています。

但し、証券取引法に基づく企業内容等の開示制度という制度の趣旨に鑑みると、事業主体そのものまで民営化・外部委託することには馴染まない性質のものであります。

#### ④ 緊要性の有無

平成 16 年 6 月から、開示書類の電子媒体による提出が原則として義務化されており、セキュリティ対策等の現行システムの基盤整備に関する事業の緊要性は極めて高いものと考えられます。また、システムの再構築に関しては、運用コストの削減だけでなく、開発コストを含めたシステム全体のコスト削減が見込めること、国際的な市場間競争に日本の証券市場が生き残るために必要な X B R L を一刻も早く導入するために不可欠であることから、早急に実施すべきであると考えられます。

#### ⑤ 他の類似施策の有無

企業内容等の開示書類に係る電子開示手続きの推進は、証券取引法に基づき確立されたものであることから、他の類似施策は存在しません。

### (2) 有効性

#### ① これまで達成された効果、今後見込まれる効果

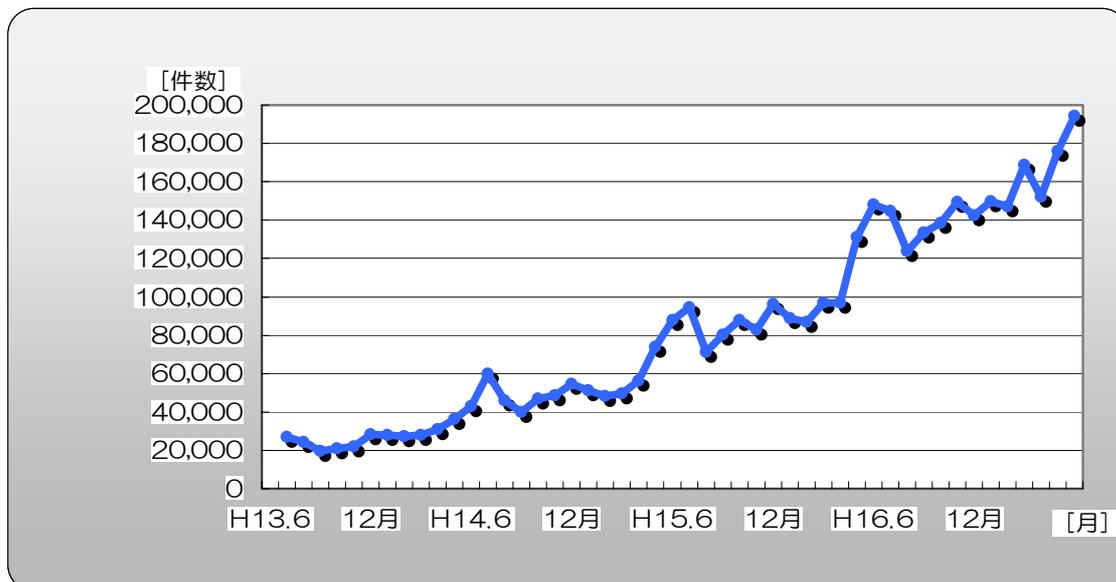
21 世紀を展望した金融サービスに関する基盤整備として、平成 12 年 5 月に「証券取引法及び金融先物取引法の一部を改正する法律」が成立した後、13 年 6 月に有価証券報告書、半期報告書等について、14 年 6 月に有価証券届出書、発行登録書等について、15 年 6 月に大量保有報告書等について、平成 17 年 4 月には公開買付公告について、それぞれ開示手続きの電子化が可能となるよう、関係法令等の整備及びシステム構築に取り組んできました。

こうしたシステム開発・整備等の取組みによって、13 年 6 月の開示書類電子化の適用開始当初における E D I N E T による開示書類等の提出会社数は延べ約 500 社(13 年 6 月末)に止まっていたましたが、16 年 6 月末では延べ約 6,200 社に増加し、17 年 6 月末には延べ約 8,300 社を超えています。

また、提出会社数の増加及び開示書類等蓄積データの増加に伴い、インターネットを通じた情報公開サーバへの月別アクセス件数も、適用開始当初(13 年 7 月～14 年 6 月)の月平均は約 28,000 件でありましたが、15 年度は約 83,613 件、16 年度は約 139,473 件と大幅な増加傾向にある一方、各財務(支)局の証券閲覧室における縦覧者数をみると、12 年では年間 18,000 人を超えていたものが、15 年では約 10,800 人、16 年では約 7,900 人と減少傾向にあります。

これらの状況は、企業内容等の開示書類の電子化の推進による効果を現しているものです。

【インターネットによる月別アクセス件数】



また、システムの再構築に伴い、E D I N E Tに X B R L が導入されることにより、提出会社の事務負担が軽減されることに加え、投資家にとって企業情報の迅速な入手が可能になるとともにデータ加工等の利便性が格段に向上します。これにより、投資家がより質の高い投資情報をより迅速に入手できるようになると見込まれます。

② 効果の発現が見込まれる時期

証取法関連法令改正による様式の追加・変更に対応することにより、提出会社は当該様式の提出が可能となること、並びに、セキュリティ対策を行うことにより、システムとしての信頼性が確保され、E D I N E Tとして開示情報を安定的に提供できるため、その効果は即時に発現することが見込まれます。

また、E D I N E Tへの X B R L 導入については、導入とともに X B R L による財務データ等の提出が進み、それとともに前述の効果が上がってくるものと見込まれます。

(3) 効率性

① 手段の適正性

本事業は、近年の情報・通信技術の飛躍的発達に伴い、企業内容等の開示制度の迅速化・効率化を図り、証券市場の更なる活性化のため、当該制度の電子化を推進するものであり、手段は適正なものと考えられます。

## ② 効果とコストの関係に関する分析

企業内容等の開示手続きを電子化した場合、提出会社等における書類作成コストや投資家等における企業情報入手のためのコストの低減が図られるほか、それに伴う証券市場の更なる活性化が期待されます。

特に、E D I N E Tの再構築については、システムの開発・運用費用として毎年約7億円の削減が見込まれており、システムのライフサイクル・コスト(新システムの初期開発費用+毎年のシステム開発・運用費用)で比較した場合でも、既存のシステムを継続運用するよりコスト的に割安となる見込みとなっています。また、E D I N E TのX B R L化により、提出者の事務負担の軽減、投資家にとっての財務データへのアクセスの向上、分析、加工の容易性を通じ、証券市場の活性化が期待される一方、審査業務においても財務データの入力作業を大幅に削減できるなど、要するコストに対する効果はきわめて大きいものと考えられます。

## ③ 適正な受益者負担

X B R Lの導入を含むE D I N E Tの再構築により想定される便益については、最適化計画の中で検討する予定となっております。E D I N E Tの再構築・運営にかかる負担のあり方については、その結果を踏まえ、今後検討を行って参りたいと考えています。

## ④ これまで達成された効果、今後見込まれる効果

提出会社等における開示書類の作成・提出に係るコストや、投資家等における企業情報入手のためのコスト低減に関する効率性の効果については、提出者数、情報公開サーバへのアクセス件数、閲覧者数が間接的に示していると考えます。また、今後についても、同様の効果が見込まれると考えます。

なお、E D I N E Tの再構築に伴い、システムの開発・運用費用が年間約7億円削減されるなど、大幅なコスト節約が今後の効果として見込まれます。

## ⑤ 効果の発現が見込まれる時期

証取法関連法令改正による様式の追加・変更にシステム的な対応を行うことと、並びに、セキュリティ対策を行うことにより、E D I N E Tとして開示情報を安定的に提供できるため、その効果は即時に発現することが見込まれます。

また、E D I N E Tの再構築に伴い、システム開発・運用にかかるコスト節約の効果は、システム開発完了後、継続的に発現することが見込まれます。

## 5. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 6. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

### 〔政策効果把握方法〕

政策効果は、これまでに実施した施策による効果（企業内容等の開示書類の提出をE D I N E Tにより行った会社数の推移、行政サービスの一環として行われているインターネットによるE D I N E T情報の提供に対するアクセス件数、各財務（支）局の証券閲覧室における縦覧者数）等を参考にしつつ、把握に努めました。

また、システムの再構築にかかる効果としては、システム運用コスト、開発コストを含めたシステム全体にかかるコストの削減が想定されますが、その他の効果については、今後策定される業務・システム最適化計画の中で詳細に検討を行うこととしています。

### 〔使用資料等〕

- ・ 企業内容等の開示書類の提出をE D I N E Tにより行った会社数の推移
- ・ 行政サービスの一環として行われているインターネットによるE D I N E T情報の提供に対するアクセス件数
- ・ 全財務（支）局の証券閲覧室における縦覧者数
- ・ 有価証券報告書等に関する業務の業務・システム見直し方針

## 7. 担当部局

総務企画局企業開示課

## 1. 事業名

ITキャラバン

## 2. 事業の目標、目的

本事業は、金融機関が自らの経営判断の下、IT を戦略的に活用していく上で有意な情報提供を行うことを目的としています。

## 3. 事業の内容

金融機関の IT 担当者等の参加を念頭に有識者等によるパネルディスカッション等をシンポジウム形式で実施します。

・ 予算額

(単位：千円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度要求
当初					28,522
補正					

## 4. 評価

### (1) 必要性

#### ① 公益性の有無

平成 17・18 年度の金融行政の指針である「金融改革プログラム」では、「将来の望ましい金融システム」として示された「利用者の満足度の高い金融システム」を作っていく上で、IT の果たす役割が強調されています。インターネット等の新たなチャネルを通じた便利なアクセス、早くて効率的なサービスの提供及び資金決済、正確で信頼できる情報の迅速な提供など、IT の活用によって利用者の満足度を向上させる余地は非常に大きいと考えます。

以上を踏まえれば、金融機関が IT を戦略的に活用するために有意な情報提供を実施する本事業は、「将来の望ましい金融システム」の実現に資するものであり、公益性を有すると考えられます。

#### ② 国で行う必要性の有無

金融機関が IT を如何に活用しこれに如何に投資していくかは、各金融機関の経営判断により決定されるものです。

しかし、金融分野における IT 活用の実情を示す統計情報等が存在しない現状においては、各金融機関は自社の IT 投資の効率性やビジネス戦略上の位置付けの評価を十分行うことが困難な状況にあるのではないかと

考えられます。

こうした状況の下、民間（個社ないし業界団体）では収集困難な情報等を、国が取り纏めて提供することは、各金融機関における今後の IT 投資判断の参考となるばかりでなく、今後、金融行政が各種金融インフラの整備を進める上でも有用ではないかと考えられます。

### ③ 民営化・外部委託の可否

本事業は、IT の戦略的活用に関して、民間（個社ないし業界団体）では収集困難な情報等を国が取り纏め分析した上で提供するものであるため、実施主体自体を国から外部に委託することには馴染まないものと考えます。

但し、当庁で策定した実施方針の下で、キャラバン実施に向けた具体的な個別作業の外部委託は可能と考えます。

### ④ 緊要性の有無

本事業は、わが国金融機関の IT 投資が国際的に見て遅れ、IT コストが高止まりしている一方、インターネット取引の比重が増している現状を踏まえ、平成 17・18 年度の 2 年間の金融行政の指針である「金融改革プログラム」及び「工程表」において、

(i) 平成 17 年度に実施する金融機関への IT 活用状況調査アンケート結果

(ii) 海外事例調査の結果

(iii) 有識者・IT 実務担当者との意見交換会

の内容等を踏まえ、平成 18 年度に実施することが明記されているため、緊要性の高いものと考えます。

### ⑤ 他の類似施策

新規施策であり、他の類似施策はありません。

## (2) 有効性

### ① これまで達成された効果、今後見込まれる効果

新規施策のため、これまで達成された効果はありません。

今後見込まれる効果としては、金融機関が IT キャラバンで提供される情報も活用し、自らの経営判断の下、IT を戦略的に活用していくことを通じて、利用者ニーズに即した金融商品・サービスが誰にでも安く、早く提供されるようになると考えられます。

② 効果の発現が見込まれる時期

現時点において、効果の発現が見込まれる時期を具体的に明示することは困難ですが、事業実施の効果をフォローアップすべく、キャラバンの参加者(主として金融機関関係者)に対してアンケートを実施する他、18年度末に金融商品・サービスの利用者に対し「利用者満足度調査」を実施することとしています。

(3) 効率性

① 手段の適正性

本事業は全国的に出来る限り幅広く実施する必要がありますが、その際、地域金融機関と日々コンタクトのある全国の財務局・財務事務所を活用することとしています。

また、本事業の趣旨に鑑みれば、実施主体そのものを国から外部へ委託することは不適切であるため、手段として適正であると考えます。

② 効果とコストの関係に関する分析

本事業を全国の財務局・財務事務所を通じて実施することを踏まえ、同一地域で重複しないように実施することとしているため、本事業に係るコストは必要最小限であると考えます。

また、現時点において、効果の程度を具体的に明示することは困難ですが、事業実施の効果をフォローアップすべく、キャラバンの参加者(主として金融機関関係者)に対してアンケートを実施する他、18年度末に一般の金融商品・サービスの利用者に対し「利用者満足度調査」を実施することとしています。

③ 適正な受益者負担

本事業の目的に鑑みれば、本事業実施による受益者は、キャラバンの参加者である金融機関だけでなく、広く金融商品・サービスの利用者全体に渡るものであると考えられるため、特段の受益者負担は求めています。

**5. 学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

**6. 注記(政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等)**

〔使用資料等〕

- ・「金融改革プログラム」及び「工程表」

## **7. 担当部局**

総務企画局政策課

## 1. 事業名

金融経済教育を考えるシンポジウムの開催

## 2. 事業の目標、目的

国民が自らの判断と責任で金融商品の取引を行うためには、金融商品の仕組みやリスクとリターンの関係等についての知識・理解が必要であり、当該施策により国民各層への金融知識の普及・情報の提供のより一層の充実を図ることを目的としています。

## 3. 事業の内容

「金融経済教育に関する論点整理」（平成 17 年 6 月 30 日）では、金融庁の役割として当庁主催のシンポジウムの効果的な活用が謳われているところであり、当該シンポジウムについては、関係省庁、民間団体等各方面との連携を高める場として最大限に利用します。具体的には、タイムリーに、各方面で活躍している団体等が金融経済教育の取り組みの発表や意見交換を行う場を提供するとともに、併せてパンフレット及び副教材の提供を行うこととしています。

・ 予算額

(単位：千円)

	14 年度	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度要求
当初					10,255
補正					

## 4. 評価

### (1) 必要性

#### ① 公益性の有無

平成 14 年に内閣府が公表した世論調査によると、回答者の 66%が学校教育において金融・証券に関する基本的な知識を教える必要があるとしており、学校教育段階における金融経済教育の充実が重要な課題となっています。本施策はそうした金融経済教育について中立公正の立場で考え、金融やその背景にある経済に関する理解を広く国民に深めていくことを目的とするシンポジウムであり、高い公益性を有しています。

#### ② 国で行う必要性の有無

金融経済教育については、「経済財政運営と構造改革に関する基本指針」（平成 17 年 6 月 21 日閣議決定）において、「金融を含む経済教育等の実践的教育とともに、学校での国際教育を促進する」とされているほか、金融改革プログラムにおいても、「利用者のライフサイクルに応じ、身近な事例に即した金融経済教育の拡充」とされており、シンポジウムの開催はこうした施策を実現する事業として金融改革プログラム工程表に位置づけられているものであるため、国が行う必要があります。

### ③ 民営化・外部委託の可否

本施策は、「金融経済教育に関する論点整理」において、金融庁自身が国として直ちに実施すべき事項として位置づけられており、民営化・外部委託にはなじみません。

ただし、シンポジウム自体は、関係省庁、民間団体等各方面との連携を高める場として活用することを想定しており、民間の有識者等の参加も予定しています。

### ④ 緊要性の有無

近年、金融取引によるトラブルが多発している中で、国民 1 人 1 人に、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し決定する能力、すなわち金融経済リテラシーを身に付けてもらうことが期待できる本施策は、緊要性の高いものであるといえます。

なお、「金融経済教育に関する論点整理」においても、「金融経済教育の充実は、時代の急務である」と整理されています。

### ⑤ 他の類似施策の有無

新規施策であり、重複する施策はありません。

## (2) 有効性

### ① これまで達成された効果、今後見込まれる効果

新規施策のため、これまで達成された効果はありません。今後見込まれる効果としては、金融経済教育の一層の推進により、国民 1 人 1 人に、金融やその背景となる経済についての基礎知識と、日々の生活の中でこうした基礎知識に立脚しつつ自立した個人として判断し決定する能力、すなわち金融経済リテラシーを身に付けてもらうことが期待できます。

### ② 効果の発現が見込まれる時期

「教育は未来への先行投資」と言われるように、現時点において効果の発現が見込まれる時期の特定は困難ですが、シンポジウムの参加者に対してアンケートを実施し、シンポジウムのテーマについて理解・関心が深まったかどうか等をフォローすることとしています。

### (3) 効率性

#### ① 手段の適正性

広く国民を対象としたシンポジウムの開催であり、少ない時間と経費で多くの国民に対し効率的な金融知識の普及を図ることが可能であり、手段として適正であると考えます。

#### ② 効果とコストの関係に関する分析

金融知識の普及という施策の性格上、シンポジウムにおける効果とコストの関係を定量的に分析することは困難ですが、金融経済教育の一層の推進が図られることになれば、将来、「賢い消費者」が社会の中に増加することになり、金融市場の活性化や「自己選択・自己責任」社会の実現が期待できるため、これらの事業に要するコストに比して、もたらされる効果は十分に大きいものと考えられます。

#### ③ 適正な受益者負担

金融知識の普及に係る施策は、中長期に「賢い消費者」を増加させ、結果、わが国社会全体に受益をもたらすものであると考えられることから、特段の受益者負担は求めていません。

## 5. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 6. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

### 〔政策効果把握方法〕

政策効果については、平成 14 年 5 月に内閣府が実施した世論調査、15 年 5 月に金融広報中央委員会が実施した「金融に関する消費者アンケート調査」、16 年 1 月に金融庁が主催した「金融経済教育を考えるシンポジウム」の際に実施したアンケート及び 16 年 6～8 月に実施した「初等中等教育段階における金融経済教育に関するアンケート」による需要の大きさ等を参考にしつつ、把握に努めました。

なお、シンポジウムの参加者に対してはアンケートを実施し、シンポジウムのテーマについて理解・関心が深まったかどうか等についてフォローすることとしています。

## 7. 担当部局

総務企画局政策課

## 1. 事業名

少額短期保険募集人管理業務システム開発

## 2. 事業の目標、目的

我が国において特別な法律上の根拠なく任意団体等で共済事業（特定の者を相手方として保険の引受けを行う事業）を行う、いわゆる根拠法のない共済については、総務省の調査結果報告によれば、近年、その数は急増しているとされており。その中には、不適切な販売方法をとるものや財務基盤の脆弱なものがある等との指摘がなされており。

このような状況を踏まえ、また、金融審議会（金融分科会第二部会）における検討報告をも踏まえ、保険業法の改正（平成17年5月2日公布「保険業法等の一部を改正する法律」）により、根拠法のない共済のうち、保険期間が2年以内の政令で定める期間以内で、保険金額が1,000万円を超えない政令で定める金額以下の保険のみの引受けを行う事業（少額短期保険業）者については、新たな規制の枠組みが導入されることとされています。

その規制のひとつとして、少額短期保険の募集を行う者は一定の者を除いて、少額短期保険登録簿に登録しなければならないこととする募集規制により、保険会社の保険募集人と同様、保険募集時における虚偽表示や重要事項の不告知の禁止等の保険募集に関する禁止行為についての規定や監督についての規定等が適用されることとされています。

本事業では、この少額短期保険募集人登録等の管理業務をシステム化することにより、もって登録申請者の利便性の向上を図るとともに、登録等管理業務を行う財務局職員の業務効率化を図り、また、少額短期保険募集人のデータベース化により、募集人情報の検索が可能な環境を整備することを目的としています。

## 3. 事業の内容

少額短期保険業への新たな規制は、18年4月に施行する方向で調整していることから、可能な限り早急な環境整備が必要とされているところであります。

少額短期保険募集人の登録申請、変更届出の受理を当庁の個別の業務システムとして追加することにより、受付・審査・公文書作成作業の効率化が図られます。

18年度の事業計画としては、当該システムの開発及び電子申請・届出シス

テムとの連携を行うことによりシステム全体の稼働を図るものです。(システム概要については別添 1 参照)

・ 予算額

(単位：千円)

	15 年度	16 年度	17 年度	18 年度要求
当初	—	—	—	23,093
補正	—	—	—	—

#### 4. 評価

##### (1) 必要性

###### ① 公益性の有無

少額短期保険募集人の登録申請、変更届出の受理のためのシステムの開発により、登録申請者等にとって、持込・郵送等による紛失リスクの軽減、個人情報等の漏洩防止が図られるほか、24 時間オンライン申請可能による利便性の向上が図られます。

また、システム開発は少額短期保険募集人に対する監督業務の事務効率化に資するものと考えられます。

###### ② 国で行う必要性の有無

システムの開発は、国の責務と位置づけられる少額短期保険募集人の管理業務の実施を支援するものであり、国が直接行うべきものです。

###### ③ 民営化・外部委託の可否

システム化の対象となる業務は、少額短期保険募集人に対する監督業務であることから、実施主体を民営化することは性質上不可能ですが、システムの設計、構築、保守管理等については外部委託を行う予定です。

###### ④ 緊要性の有無

少額短期保険業への新たな規制は、18 年 4 月に施行する方向で調整しているところであり、また、根拠法のない共済の少額短期保険業への参入見込み(別添 2 参照)、及びシステム全体のテスト等を考えると、本事業の緊要性は極めて高いものと考えられます。

###### ⑤ 他の類似施策

他の類似施策はありません。

## (2) 有効性

### ① これまで達成された効果、今後見込まれる効果

システムの開発により、少額短期保険募集人の登録申請者等の利便性が向上するほか、データベース化による検索時間の短縮化等事務効率の改善を図るために必要な情報処理の実現、電子データ管理による情報管理スペースの省スペース化が見込まれます。

また、オンライン申請により情報管理面での安全性が高まることが見込まれます。

### ② 効果の発現が見込まれる時期

システムの導入により直ちに少額短期保険募集人管理業務の効率的な実施に向けた効果が発現することが見込まれます。

## (3) 効率性

### ① 手段の適正性

限られた人員により少額短期保険募集人管理事務を効率的に行うため、システムの構築を行うことは、事務運営上、適正な手段と考えられます。

### ② 効果とコストの関係に関する分析

システムの構築は、少額短期保険業者の登録等の迅速かつ的確な事務の実施を支える効果をもつものです。具体的には、当該個別業務システムの構築と、本システムと「電子申請・届出システム」との連携により、申請等のオンライン化、少額短期保険募集人情報のデータベース化等が可能となり、当庁の募集人管理事務（登録申請・変更届出の受付、審査、募集人情報の検索等）の効率化、申請者の利便性向上等が図られます。仮にシステムを構築せずに対応しようとする場合には、そのために費やされる人件費がコンピュータ・システムの開発コストよりも大きいと見込まれるほか、情報処理の遅延が適時的確な業務の実施の支障となると見込まれます。

### ③ 適正な受益者負担

システムの構築は、登録事務等の的確かつ確実な実施を通じて、登録申請者等の利便性の向上を図るとともに、財務局職員の業務効率化を図るものであり、特定の者に受益者負担を求めることは適当ではないと考えます。

## 5. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 6. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、16年に総務省行政評価局が公表した調査結果等を参考にしつつ、把握に努めました。

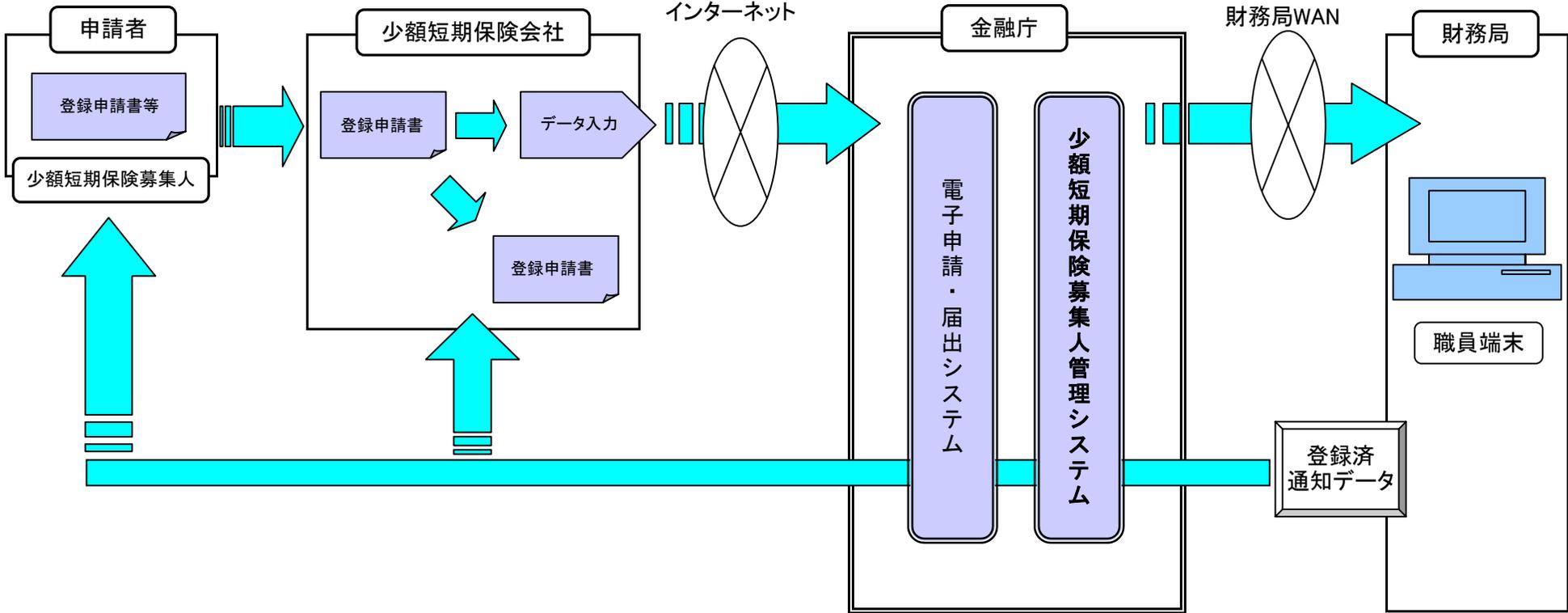
〔使用資料等〕

- 「根拠法のない共済に関する調査結果報告書」  
（16年10月、総務省行政評価局）

## 7. 担当部局

監督局保険課

# 少額短期保険募集人管理システム概要（案）



## 根拠法の無い共済参入見込み

(単位:団体)

	総務省調査内訳 (注1)	参入見込み団体 (注2)
北海道財務局	4	10
東北財務局	2	5
関東財務局	109	263
北陸財務局	2	5
東海財務局	10	24
近畿財務局	13	31
中国財務局	9	22
四国財務局	2	5
九州財務局	3	7
福岡財務支局	8	19
沖縄総合事務局	4	9
合計	166	400

(注1)総務省行政評価局『根拠法のない共済に関する調査結果報告書』(16年10月27日公表)  
における実施調査対象団体数内訳

(注2)上記調査において、任意団体等による共済として全国で422団体把握していることから、  
参入見込み団体として400団体を想定。

### 1. 事業名

電子申請・届出システムの e-GOV に整備する窓口システムの利用

### 2. 事業の目標、目的

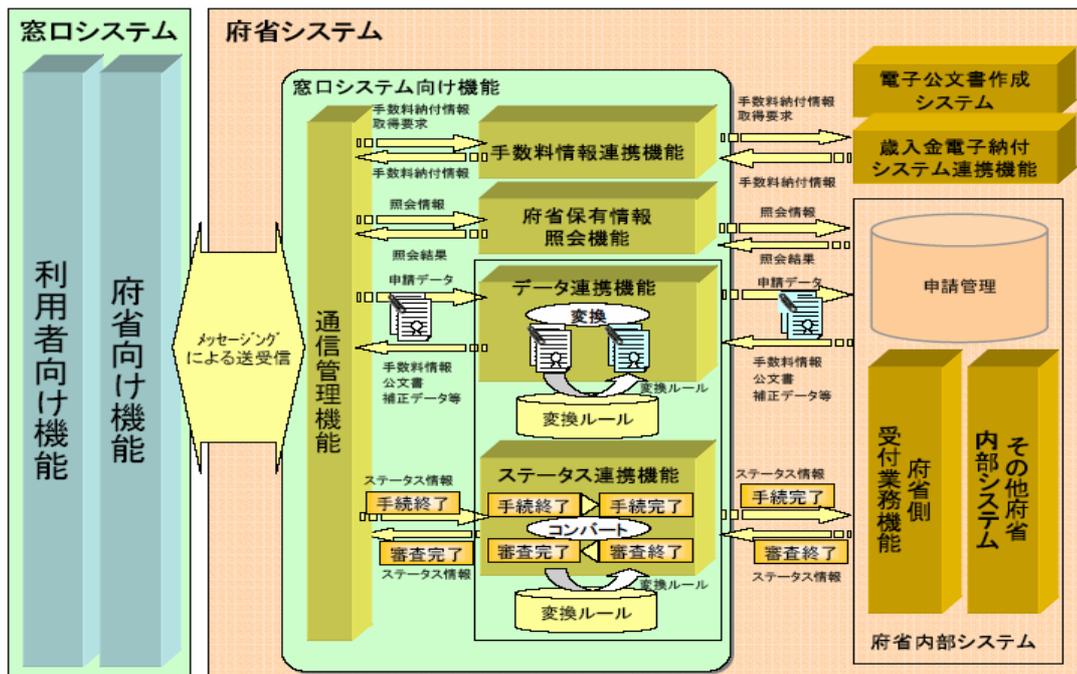
利用者にとって便利で使いやすいシステムとするため、各府省の電子申請システムをできる限り統合し、申請方法等を統一することを目的としています。

### 3. 事業の内容

電子政府構築計画（2003年7月17日各府省情報化統括責任者（CIO）連絡会議決定2004年6月14日一部改定）において、「利用者にとって便利で使いやすいシステムとするため、各府省の電子申請システムをできる限り統合し、申請方法等を統一する。このため、総務省は、e-Gov に、申請データの作成・送信、補正、取下げなど共通的に利用者に提供する機能及び申請様式の管理、形式チェック等各府省が共通に利用する機能を2005年度末（平成17年度末）までに整備する。これに伴い、各府省は、それぞれの電子申請システムについて、機能の見直しを行う。」とされています。

また、IT政策パッケージ2005（2005年2月24日IT戦略本部決定）において、「e-Gov を整備する窓口システムの利用に伴う各府省の電子申請の見直しについては、原則として2006年度末までに対応する。」とされています。そのため、平成18年度中に電子申請の受付・交付の業務を統合するための窓口システム向け機能等を開発する必要があります。

#### ○府省システムにおける「窓口システム向け機能」のイメージ



(単位：千円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度要求
当初予算	—	—	—	—	221,589
補正予算	—	—	—	—	

#### 4. 評価

##### (1) 必要性

###### ① 公益性の有無

当該システムは、不特定多数の者（主に金融機関）が利用するものであり、当該事業は利用者にとって便利で使いやすいシステムとするためのものです。

###### ② 国で行う必要性の有無

当庁に対する申請・届出等を受け付けることは、国固有の責務であり、国が直接行うべきものです。

###### ③ 民営化・外部委託の可否

システム化の対象となる業務は、金融庁に対する申請・届出であることから、実施主体を民営化することは事業の性質上不可能ですが、システムの設計、構築、保守管理等については、外部委託を行う予定です。

###### ④ 緊要性の有無

IT政策パッケージ2005（2005年2月24日IT戦略本部決定）において、「e-Govを整備する窓口システムの利用に伴う各府省の電子申請の見直しについては、原則として2006年度末までに対応する。」とされていることから、早急に実施する必要があります。

###### ⑤ 他の類似施策

新規施策であり、重複する施策はありません。

##### (2) 有効性

###### ① これまで達成された効果、今後見込まれる効果

これまでは、e-Japan重点計画及び電子政府構築計画等に基づき電子申請・届出の推進を図ってきたところです。

今後は、申請方法等を統一すること等により、利用者にとっての利便性の向上、システム保守費用の削減等の効果が見込まれます。

② 効果の発現が見込まれる時期

e-Gov を整備する窓口システムの利用に伴う各府省の電子申請の見直しについては、原則として2006年度末までに対応することとされており、その後、効果が発現することが見込まれます。

(3) 効率性

① 手段の適正性

利用者にとって便利で使いやすいシステムとするため、各府省の電子申請システムをできる限り統合し、申請方法等を統一することが目的であり、手段は適正なものと考えられます。

② 効果とコストの関係に関する分析

当該事業は、利用者にとって、便利で使いやすいシステムとするためのものです。また、現在、府省別に行う必要のある環境設定を省ける効果があります。

③ 適正な受益者負担

当該事業は、利用者にとって便利で使いやすいシステムとするため、各府省の電子申請システムをできる限り統合し、申請方法等を統一することを目的としており、また、申請・届出等の種類によっては、手数料等を徴収しているものもあり、特定の者に受益者負担を求めることは適当でないと考えます。

**5. 学識経験を有する者の知見の活用**

政策評価に関する有識者会議

**6. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）**

電子政府構築計画等を参考に政策効果の把握に努めます。

予算要求額については、以下の項目等の実施に必要なものです。

- ・ 窓口システム導入にあたっての電子申請システムの方針検討・確定。
- ・ 電子申請システムの機能を窓口システムと連携。
- ・ 手続に関する情報の窓口システムへの提供・確認。
- ・ 機能テストの実施。

**7. 担当部局**

総務企画局総務課情報化・業務企画室

## 1. 事業名

バーゼルⅡ<sup>※1</sup>の国内実施に伴う承認審査に対応したシステムの整備

## 2. 事業の目標、目的

バーゼルⅡにおいては、当局の承認を必要とする手法（基礎的内部格付手法、先進的内部格付手法及び先進的計測手法）の採用を希望する金融機関に対して、各国当局が、金融機関のリスク管理手法の適切性について検証を行うことが求められています。

金融機関の高度化したリスク管理手法の適切性について検証を行うためには、シミュレーションや統計解析等を行うことが不可欠であり、情報管理等のセキュリティを維持しながら、これらの業務を適切に遂行するためには、バーゼルⅡの承認審査に対応したシステム整備を図っていくことが必要不可欠です。

なお、バーゼルⅡについては、金融改革プログラムにおいても金融機関のリスク管理の高度化の促進に向けた契機と位置づけられているところです。

## 3. 事業の内容

平成 18 年度末から実施が予定されているバーゼルⅡに先立ち、17 年度末からは金融機関が新規制に基づく予備計算をおこなうこととされています。金融庁では、17 年度予算に基づき、18 年度末に適用が開始される基礎的内部格付手法の承認審査に必要なシステムについての開発を進めているところですが、19 年度末から適用が開始される先進的手法（先進的内部格付手法及び先進的計測手法）の採用を希望する金融機関に対しては、更に高度なリスク管理手法の適切性の検証を行うことが必要です。このため、現在開発中のシステムにつき、18 年度において、その機能強化を図ることが必要と考えます。

### ・ 予算額

（単位：千円）

	17 年度	18 年度要求
当初予算	88,612	146,268
補正予算	—	—

※1 国際的に活動する銀行の自己資本比率に関する国際統一基準。昭和 63 年に現行の BIS 規制ができてから既に 15 年以上経過し、銀行が抱えるリスクが複雑化、高度化する中で、銀行自身による内部統制、経営管理、監督当局による検証プロセス、市場規律に一層重点をおくことにより、金融システムの安定性と健全性を確保することを目的として平成 18 年度末に導入することとしている。

## 4. 評価

### (1) 必要性

#### ① 公益性の有無

バーゼルⅡについては、金融機関のリスク管理の高度化を促進し、不良債権問題の再発防止等を通じて我が国経済の安定性に寄与することが考えられます。

#### ② 国で行う必要性の有無

バーゼルⅡについては、先進的手法等の採用を希望する金融機関に対して、各国の金融監督当局による十分な検証が求められており、我が国においても国が直接行うべきものです。

#### ③ 民営化や外部委託の可否

バーゼルⅡにおける当局の検証は、バーゼルⅡの体系及び細則に関する高度な知識を必要としているため、委託できるだけのノウハウを持つ外部組織は、現在見当たりません。また、個別の債務者に対する金融機関の格付情報等、極めてセンシティブな情報を取扱うこととなるため、民営化や外部委託には適さないと考えられます。

#### ④ 緊要性の有無

バーゼルⅡについては、17年度末より金融機関において予備計算が始まりますが、当該予備計算は高度なリスク管理手法が用いられており、当局においても承認審査に向け、その適切性の検証を行うため、高度なシステムを早急に整備する必要があります。

#### ⑤ 他の類似施策の有無

他の類似施策はありません。

### (2) 有効性

#### ① これまで達成された効果、今後見込まれる効果

バーゼルⅡの実施による金融機関のリスク管理の高度化を通じ、不良債権問題の再発防止等、将来にわたる金融システムの安定化に資するとともに、監督当局としても監督手法の更なる向上が図られるものと考えます。

#### ② 効果の発現が見込まれる時期

本システムの機能強化により、先進的手法の採用を希望する金融機関の

リスク管理の状況の検証が開始できることから、19年度末に予定されている先進的手法の承認申請を待たずして、システム稼動後直ちに、これらの金融機関の保有するリスクについての的確な把握・分析等の効果が発現することが見込まれます。

### (3) 効率性

#### ① 手段の適正性

限られた人員によりバーゼルⅡに基づく承認審査の業務を効率的に行い、かつ高度な統計分析等を行うためには、他の代替手段でこれを実施することは不相当であり、システムの機能強化を行うことは、事務運営上適正な手段であると考えられます。

#### ② 効果とコストとの関係に関する分析

本システムの機能強化は、先進的手法に関する承認手続を迅速かつ的確に行う効果を持つものです。承認手続においては、金融機関のリスク管理手法及びこれにより計量化された各種パラメーターの適切性について検証を行うため、高度な統計分析等が必要であり、システムを利用して行うことにより、当該業務の迅速かつ的確な実施が可能となります。仮にシステムを機能強化せずに対応しようとする場合には、そのために費やされる人件費がシステムの開発コストよりも遥かに大きいと見込まれるほか、必要とされる分析の多くを実施することが困難となり、バーゼルⅡにより国際的に求められている当局による検証が十分に行い得ないこととなります。

#### ③ 適正な受益者負担

本システムの機能強化は、バーゼルⅡの円滑な実施を通じて国民全体を対象とした金融システムの安定を図るためのものであり、特定の者に受益者負担を求めることは適当でないと考えます。

## 5. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 6. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、バーゼル銀行監督委員会から公表されている資料を参考にしつつ、把握に努めました。

〔使用資料等〕

- ・ バーゼル銀行監督委員会 新規制実施作業部会 検証小部会 配付資料
- ・ バーゼル銀行監督委員会 第2回 影響度調査

## 7. 担当部局

監督局総務課監督調査室

## 1. 事業名

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムの機能強化

## 2. 事業の目標、目的

本事業は金融を巡る環境の変化に適時に対応する監督体制を構築し、金融機関に対して定期的・継続的に経営に関する報告を求める等により、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握することを目的としています。更に、金融機関から徴求した各種の情報の蓄積及び分析を迅速かつ効率的に行い、経営の健全性の確保等に向けた金融機関の自主的な取組みを早期に促すことを目指しています。

限られた人員・予算の下で、金融機関に対して有効なオフサイト・モニタリング等を行うためには、報告・分析の対象となる情報の処理をコンピュータ・システムで迅速かつ効率的に行うことが不可欠であり、システムの機能強化を図っていくことが必要です。

また、金融機関からの徴求データの受付をオンライン化し、電子政府構築に取り組めます。

## 3. 事業の内容

オフサイト・モニタリングに係るコンピュータ・システムについては、オンラインでのデータ徴求に加えて、データ様式の自由度を高めることによる徴求項目の追加・変更、多様な分析など、機能追加が柔軟に対応可能となるシステムに再構築し、平成16年10月より預金取扱金融機関を対象に利用されております。

18年度の事業内容は、再構築したシステムに保険会社の取扱いを可能とする機能追加を行うとともに、預金取扱金融機関にかかる徴求項目の追加・変更などの機能変更を行うことにより、システムの一層の機能強化を図ります。

### ・ 予算額

(単位：千円)

	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度要求
当初予算	153,714	151,186	114,871	230,629	270,671
補正予算	365,015	—	—	—	—

## 4. 評価

### (1) 必要性

#### ① 公益性の有無

オフサイト・モニタリングは、金融システムの安定を図るため、金融機関の業務の状況を常に詳細に把握するために行っているものです。コンピュータ・システムの機能強化によって、よりの確なオフサイト・モニタリングの実施が可能となります。

また、徴求データの受付をオンライン化することは、金融機関の利便性や情報管理面の安全性の向上につながり、「電子政府構築計画」にも沿うものです。

#### ② 国で行う必要性の有無

コンピュータ・システムの機能強化は、国の責務と位置づけられる金融機関等の監督業務について、オフサイト・モニタリングの的確な実施を支援するものであり、国が直接行うべきものです。

#### ③ 民営化や外部委託の可否

システム化の対象となる業務は、金融機関等の監督業務であることから、実施主体を民営化することは性質上不可能ですが、システムの設計、構築、保守管理等については外部委託を行っています。

#### ④ 緊要性の有無

監督部局の限られた人員により、オフサイト・モニタリングの的確な実施をするためには、これを支えるコンピュータ・システムの機能強化を早急に行う必要があります。

#### ⑤ 他の類似施策の有無

他の類似施策はありません。

### (2) 有効性

#### ① これまで達成された効果、今後見込まれる効果

コンピュータ・システムを活用することで、監督部局の限られた人員により、検査と検査の間においても金融機関等の経営状況の継続的な把握などのオフサイト・モニタリングを的確に実施することが可能となりました。

16年9月期の徴求報告からは、預金取扱金融機関について、オンラインでのデータ徴求が可能となり、17年6月末時点で約90%の預金取扱金融機

関がオンライン報告に移行しました。加えて、財務事務所までシステム展開されたことから、迅速なデータ処理が可能となり、財務事務所において中小・地域金融機関への深度あるモニタリングをよりタイムリーに実施できるようになりました。

また、オンライン報告により、即時でのデータの形式的なエラーチェックも可能となるなど、監督部局及び金融機関において事務の効率化や利便性の向上が図られるうえ、情報管理面においても安全性が高まるものと考えます。

なお、保険会社についても、システム再構築を行うことにより、預金取扱金融機関と同様の効果が見込まれます。

## ② 効果の発現が見込まれる時期

コンピュータ・システムの具体的な機能追加により直ちにオンライン報告によるモニタリングの効率的な実施、徴求項目の充実による金融機関の経営に関する情報の的確な把握・分析等の効果が発現することが見込まれます。

## (3) 効率性

### ① 手段の適正性

限られた人員によりオフサイト・モニタリングなどの事務を効率的に行うため、コンピュータ・システムの機能強化を行うことは、事務運営上、適正な手段と考えられます。

### ② 効果とコストとの関係に関する分析

コンピュータ・システムの機能強化は、オフサイト・モニタリングの迅速かつ的確な実施を支える効果を持つものです。また、仮にコンピュータ・システムを機能強化せずに対応しようとする場合には、そのために費やされる人件費がコンピュータ・システムの開発コストよりも大きいと見込まれるほか、情報処理の遅延が適時的確な業務の実施の支障となると見込まれます。

なお、再構築したシステムに保険会社の取扱いを可能とすることによるシステム統合効果として、年間2千万円程度のシステム運用経費の削減が見込まれます。(当該金額については、今後、最適化計画を策定する中でさらに精緻化を図ります。)

### ③ 適正な受益者負担

コンピュータ・システムの機能強化は、オフサイト・モニタリングの的

確な実施を通じて国民全体を対象とした金融システムの安定を図るための  
ものであり、特定の者に受益者負担を求めることは適当でないと考えます。

## 5. 学識経験を有する者の知見の活用

政策評価に関する有識者会議

## 6. 注記（政策効果の把握方法又は評価に使用した資料等）

〔政策効果把握方法〕

政策効果は、モニタリング・システムの中期計画を参考にしつつ、把握に努  
めました。

〔使用資料等〕

- ・ モニタリング・システムの中期計画

## 7. 担当部局

監督局総務課監督調査室